資 金 概 要

資 金 名	漁業近代化資金 (県利子補給)
目 的根拠法:漁業 近代化資金 融通法	長期かつ低利の施設資金等を融通し、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図る。
原 資	漁協系統資金等
基 準 金 利	個人施設等 2.35% 〔20t 以上漁船〕 共同利用施設 1.60% (最終改訂日:令和6年3月18日)
貸付利率	個人施設等 1.10% [1.10%] 共同利用施設 1.10%
利子補給率	個人施設等 1.25% [1.25%] 共同利用施設 0.50%
貸付対象者	漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人、漁業協同組合、 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産公益法人、協業団体 等
資 金 使 途	○資金の種類 1 号資金 … 漁船 (20 t 未満) の取得、機関換装等に必要な資金 2 号資金 … 漁船 (20 t 以上) の取得、機関換装等に必要な資金 3 号資金 … 水産物加工施設・保存施設等取得資金 4 号資金 … 水産物運搬用機具 (トラック) 等取得資金 5 号資金 … 漁具、養殖用施設等取得資金 6 号資金 … 種苗の購入、育成に必要な資金 7 号資金 … 漁村環境整備資金 8 号資金 … 大臣特認(給排水施設、漁家住宅)資金
償 還 期 間	個 人 : 20年以内(うち据置期間3年以内) 漁協等 : 20年以内(うち据置期間3年以内)
貸付限度額	20 t 以上漁船資金 ····· 3億6千万円 水産養殖業者(法人) ··· 1億8千万円 20 t 未満漁船資金、水産養殖業者(個人)、水産加工業者(個人)、水産加工業者(法人)、生産組合 ········ 9千万円 上記以外のもの ······ 1千8百万円
融資率	借受者の負担する額の80%
融資枠	(令和6年度)16億円
担保・保証人	融資機関の定めるところによる。